

陸前高田都市計画公園の変更について

議案第1号 都市計画公園の変更について
(5・5・1号高田松原公園の決定)

■ この度の都市計画の変更について

東日本大震災で被災した「高田松原公園」付近については、「高田松原津波復興祈念公園」の整備に向けて、平成25年2月に岩手県が都市計画決定を行い、国、県及び市で整備をすすめてきているところです。今回、今年度の一部供用開始に先立ち、周辺状況を踏まえ、都市計画の変更を行い、都市計画公園に「5・5・1号高田松原公園」を追加するものです。

1 都市計画公園に関する経緯

- 平成25年2月 変更
5・6・1号高田松原公園から9・6・1号高田松原津波復興祈念公園（県決定）に変更

2 住民説明会及び案の縦覧、意見書の受付の経緯

(1) 住民説明会

令和元年5月31日（金）、6月1日（土）

(2) 都市計画の案等の縦覧、意見書受付

案 件	期 間
都市計画公園	縦覧・意見書受付 令和元年6月14日（金）～6月28日（金）

3 その他

岩手県県決定の9・6・1号高田松原津波復興祈念公園のうち、本公園と重複する旧JR大船渡線より南側の区域については、本決定と同時に廃止する。

議案第 1 号

都市計画公園の変更について

都市計画公園を次のとおり変更するため、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 9 条第 1 項の規定により、審議を求める。

令和元年 7 月 1 6 日提出

陸前高田市都市計画審議会長

1 都市計画公園

都市計画公園（※1）とは、公園の中で、長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また計画調整や地域社会の合意形成を図るために、都市計画に位置付けるものです。

2 変更の目的

市が災害復旧事業で整備する高田松原公園について、市が新たに都市計画決定を行うものです。

3 都市計画公園の案の内容

都市計画公園中に 5・5・1 号高田松原公園を追加する。

(1) 種別

総合公園（※2）

(2) 名称

5・5・1 号高田松原公園

(3) 位置

陸前高田市高田町字曲松、字砂畑、字本宿及び字中宿

(4) 面積

約 20.9 h a

※1 都市計画公園：都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項第2号により、都市計画区域内に定めることができる都市施設。

※2 総合公園：主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする公園。規模をおおむね10 h a 以上とする。（都市計画運用指針）

4



陸前高田都市計画 高田松原公園 計画図

5・5・1 高田松原公園 A=約20.9ha

9・6・1 高田松原津波復興祈念公園（県決定） A=約124.2ha

9・6・1 高田松原津波復興祈念公園（県決定） A=約105.4ha

新規都市計画決定区域
その他都市計画（変更前の区域）
その他都市計画（変更後の区域）

S=1:10,000 (A4)
0 100 200 400m

陸前高田都市計画公園の変更（陸前高田市決定）

都市計画公園に 5・5・1 高田松原公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
総合公園	5・5・1	高田松原公園	陸前高田市高 田町字曲松、砂 畑、本宿及び中 宿	約 20.9 h a	野球場、サッカ ー場、多目的グ ラウンド、児童 遊園、学習体験 館等

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

本公園は、平成 23 年 3 月の東日本大震災津波によって全壊した 5・6・1 号高田松原公園（平成 25 年 2 月に 9・6・1 号高田松原津波復興祈念公園に変更）について、災害査定が整ったことを受け、従前地より内陸側に移転、復旧するため、5・5・1 号高田松原公園として改めて都市計画を決定する。